議760(WRC-15)の規定に従うものとする。決議第224(WRC-15、改)も参照。

改　5.313A　オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、大韓民国、フィジー、インド、インドネシア、日本、キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ソロモン、サモア、シンガポール、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びベトナムでは、698-790MHzの周波数帯又はその一部は、IMTを導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015年までは、この周波数帯でのIMTによる使用を開始しない。

削　5.313B

削　5.314

削　5.315

削　5.316

削　5.316A

改　5.316B　第一地域においては、790-862MHzの周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への分配は、第9.21号に基づいて得られる、第5.312号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第224(WRC-15、改)及び決議第749(WRC-15、改)が適用される。

改　5.317　付加分配：第二地域（ブラジル、アメリカ合衆国及びメキシコを除く。）では、806-890MHzの周波数帯は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

改　5.317A　一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での698-960MHzの周波数帯、第一地域での694-790MHzの周波数帯並びに第一地域及び第三地域での790-960MHzの周波数帯については、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される（場合により、決議第224(WRC-15、改)、決議第760(WRC-15)及び決議第749(WRC-15、改)参照）。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

改　890-1300MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
960-1164	航空移動(R)　5.327A 航空無線航行　5.328 5.328AA	
…		

改　5.325A　業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902-928MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。コロンビアでは、902-905MHzの周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

改　5.327A　航空移動(R)業務による960-1164MHzの周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第417(WRC-15、改)に従うものとする。

追　5.328AA　1087.7-1092.3MHzの周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送型自動位置情報伝送・監視（ADS-B）の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星(R)業務（地球から宇宙）にも分配する。航空移動衛星(R)業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局から保護を要求してはならない。決議第425(WRC-15)を適用する。

改　1300-1525MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
1427-1429	宇宙運用（地球から宇宙） 固定 移動（航空移動を除く。）5.341A　5.341B　5.341C 5.338A 5.341	
1429-1452 固定 移動（航空移動を除く。） 5.341A 5.338A 5.341 5.342	1429-1452 固定 移動　5.341B　5.341C　5.343 5.338A 5.341	
1452-1492 固定 移動（航空移動を除く。） 5.346 放送 放送衛星 5.208B 5.341　5.342　5.345	1452-1492 固定 移動　5.341B　5.343　5.346A 放送 放送衛星　5.208B 5.341 5.344　5.345	
1492-1518 固定 移動（航空移動を除く。） 5.341A 5.341　5.342	1492-1518 固定 移動　5.341B　5.343 5.341　5.344	1492-1518 固定 移動　5.341C 5.341
…		

改　5.338A　1350-1400MHz、1427-1452MHz、22.55-23.55GHz、30-31.3GHz、49.7-50.2GHz、50.4-50.9GHz、51.4-52.6GHz、81-86GHz及び92-94GHzの周波数帯には、決議第750(WRC-15、改)の規定を適用する。

追　5.341A　第一地域では、1427-1452MHz及び1492-1518MHzの周波数帯は、決議第223(WRC-15、改)によりIMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの無線局の使用は、第5.342号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関して第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

追　5.341B　第二地域では、1427-1518MHzの周波数帯は、決議第223(WRC-15、改)によりIMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

追　5.341C　第三地域では、1427-1452MHz及び1492-1518MHzの周波数帯は、決議第223(WRC-15、改)